

千葉県最低賃金・特定最低賃金改正決定のお知らせ

千葉労働局労働基準部賃金室

千葉県内のすべての事業場で働く労働者（パート、アルバイトを含む）に適用される千葉県最低賃金及び下記の7業種の産業の事業場で働く労働者に適用される特定最低賃金が下記のとおりとなります。

発効日からは改正後の最低賃金額以上の賃金としなければなりません。

千葉県最低賃金一覧表

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年 月 日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	756	24.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者は、該当する特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金	調味料製造業 （味そ製造業を除く）	817	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）18歳未満又は65歳以上の者 （２）雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	鉄鋼業	857	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は上記に同じ
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 注	833	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は上記に同じ （４）次に掲げる業務に主として従事する者 イ 手作業による又は手工具若しくは小型動力工具を用いて行うかす取り、バリ取り、かしめ、選別、検数、さび止め又はマスキングの業務 ロ 手作業による又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理、賄いその他これらに準ずる軽易な業務
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く）	836	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は上記に同じ （４）次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	819	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は上記に同じ （４）次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として部品の組立て又は加工業務のうち、手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行うかえり取り、バリ取り、かしめ、組線、巻線、取付けの業務 ロ 手作業による袋詰め、包装、箱入れの業務
	各種商品小売業 〔注：衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所〕	795	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は上記に同じ
	自動車（新車）小売業	827	24.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は上記に同じ

注 はん用機械器具製造業...家庭用エレベーター製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。

生産用機械器具製造業...建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。

支払賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

お問い合わせは、千葉労働局賃金室（043-221-2328）又は最寄の労働基準監督署にお尋ね下さい。

24時間テレホンサービス TEL043-221-4700